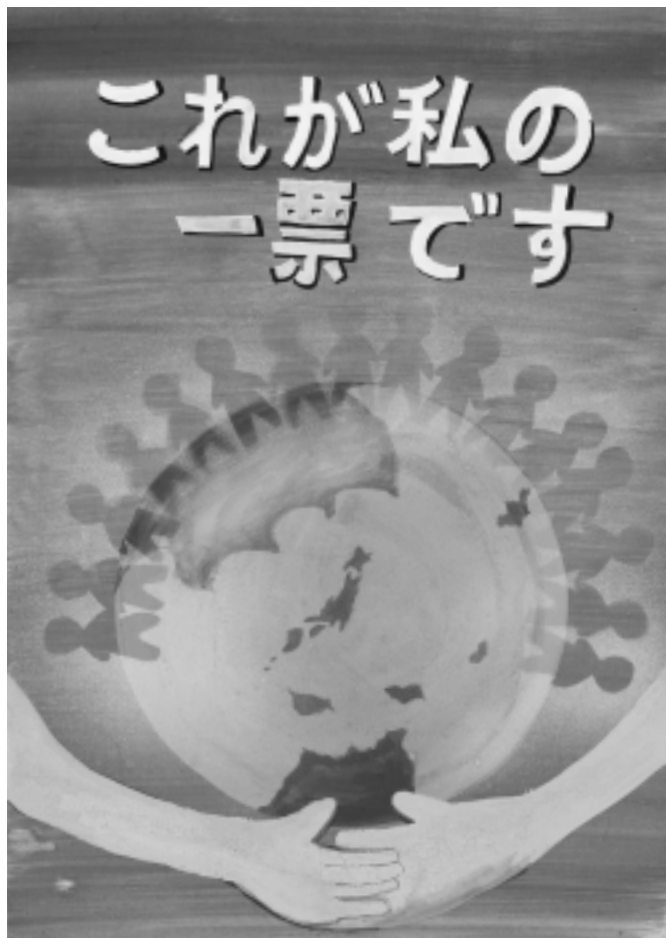




ホームページ <http://www.city.inagi.tokyo.jp/>  
携帯電話版 <http://www.city.inagi.tokyo.jp/i/>  
(左のバーコードを読み取り機能付き携帯電話で読み取ってください)

## 東京都知事選挙 東京の未来は私が決める。

東京都入選作品 芳賀麻由さん作



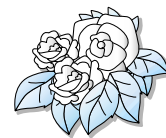
投票日 4月8日(日)  
時間 午前7時～午後8時

投票できる方は、昭和62

稲城市で投票できる方・できない方

4月8日(日)は、東京都知事選挙の投票日です。4年間都政をまかせる人を選ぶ大切な選挙です。一票をむだにしないよう、必ず投票しましょう。

### 市内で住所を移した方



市の選挙人名簿に登録されている方が市内で住所を移した(転居した)場合は、選挙人名簿の登録の移し替えを行います。  
この選挙では、19年3月11日までに転居の届け出を

年4月9日以前に生まれた方で、18年12月21日までに転入の届け出をし、引き続き稲城市内に住んでいる方です。  
稲城市に転入した方、稲城市から転出した方は、表1をご覧ください。

表1 転入・転出した方の投票

要件	稲城市での投票の可否	備考
稲城市に転入した方 18年12月21日までに住民登録をして、引き続き稲城市にお住まいの方	投票できます	-----
稲城市に転入した方 18年12月22日以降に稲城市に住民登録をした方	投票できません	東京都内から稲城市に転入した方は、前住所地の選挙管理委員会に問い合わせてください。 前住所地で投票する場合は、「引き続き都内に住んでいる証明」(稲城市発行の住民票の写しなど)が必要です。
稲城市から転出した方 投票日までに東京都外に転出した方	投票できません	-----
稲城市から転出した方 18年12月8日から12月21日までの間に、東京都内に転出した方 1回の移転に限ります。	投票できません(転出先での投票) = 転出先の選挙人名簿に登録されている場合 転出先の選挙人名簿に登録されていない場合で、稲城市の選挙人名簿に登録されている場合は、稲城市で投票できます。	稲城市で投票する場合は、「引き続き都内に住んでいる証明」(転出先の区市町村発行の住民票の写しなど)が必要です。
稲城市から転出した方 18年12月22日以降に東京都内に転出した方 1回の移転に限ります。	投票できます = 稲城市の選挙人名簿に登録のある場合	

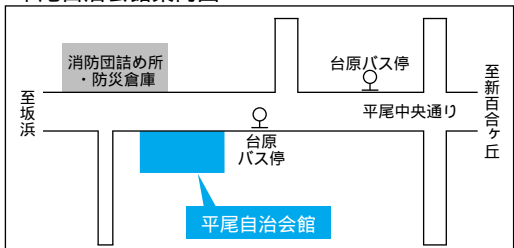
投票区・投票所は2面をご覧ください。

仕事やレジャーなどで投票できない方へ  
期日前投票をご利用ください  
3月23日(金)～4月7日(土)

表2 期日前投票所

会場	期間	時間
市役所1階ロビー	3月23日(金)～4月7日(土) 土・日曜日投票できます。	8時30分～午後8時
平尾自治会館(下図参照)	4月5日(木)・6日(金)	9時～午後6時

平尾自治会館案内図



期日前投票ができる方  
次のいずれかに該当する方  
投票日に仕事や冠婚葬祭などがある方  
投票日にレジャーや買い物または旅行などの予定がある方

市役所、正吉苑、稲城市立病院、いなぎ苑、ひらお苑、よみうりランド慶友病院が指定されています。

### 不在者投票

ある方  
投票日に出席や病気で入院予定の方  
会場・期間・時間 表2のとおり

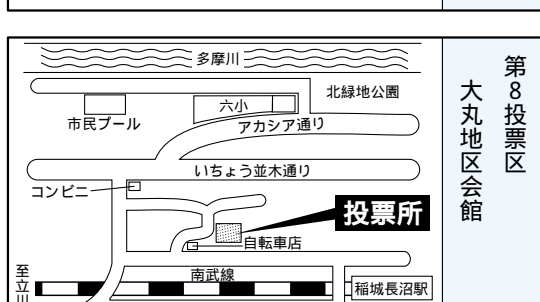
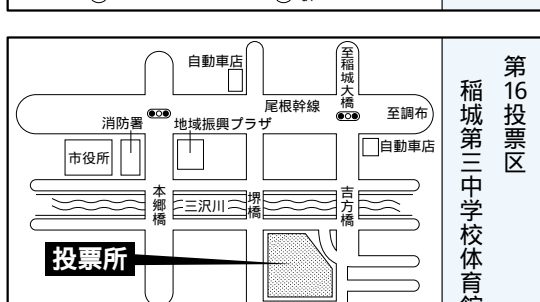
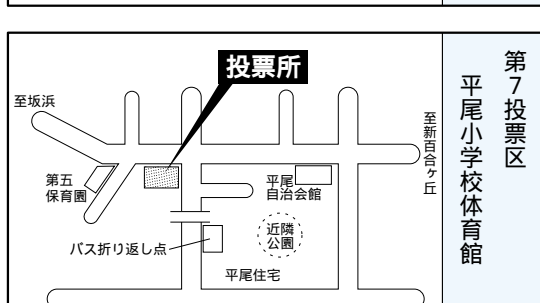
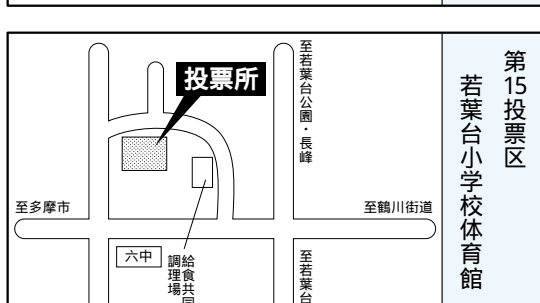
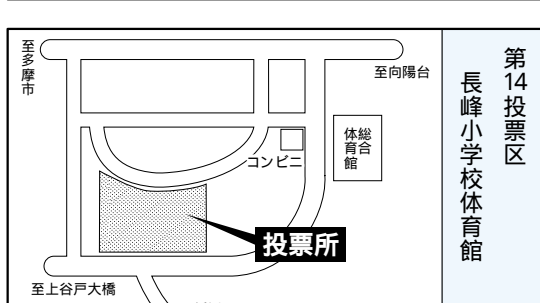
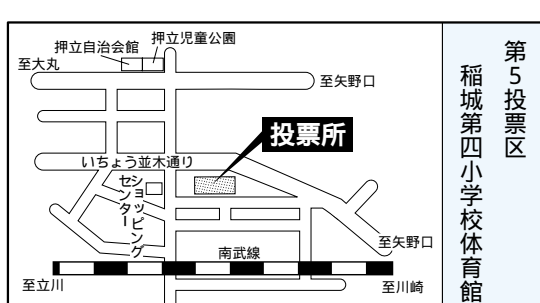
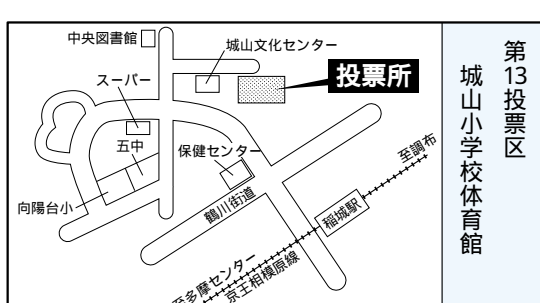
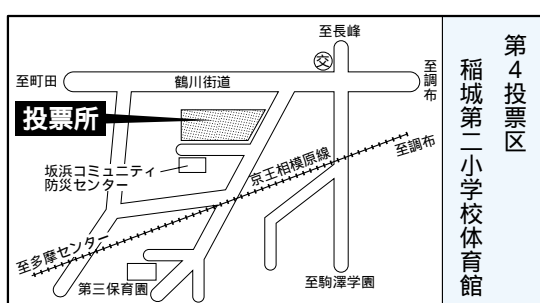
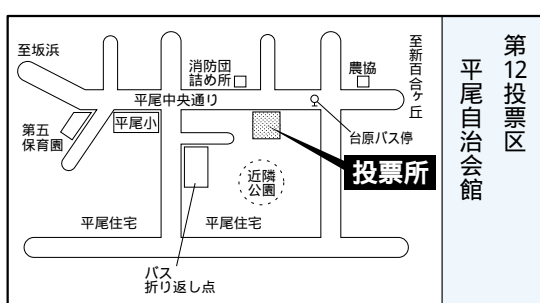
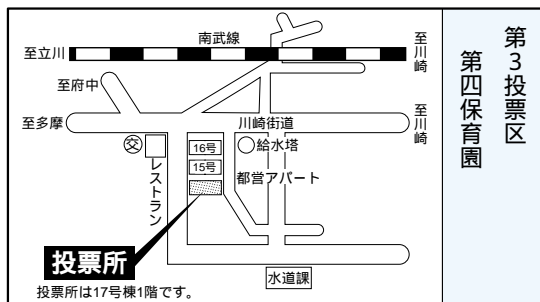
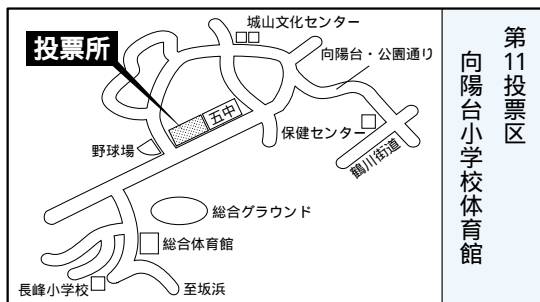
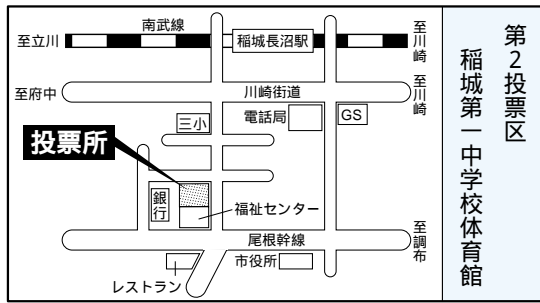
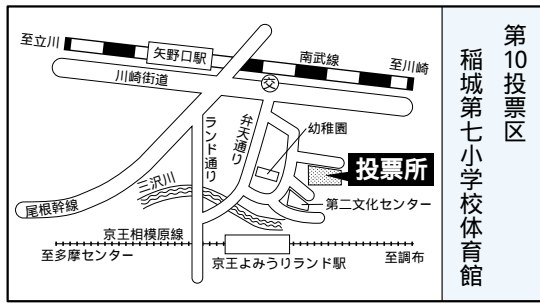
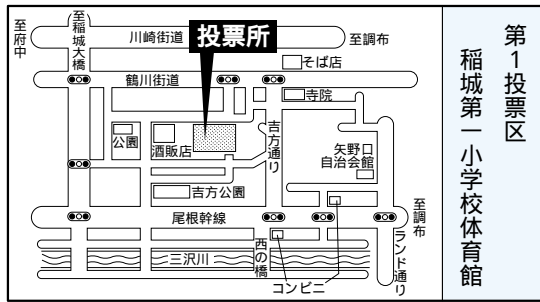
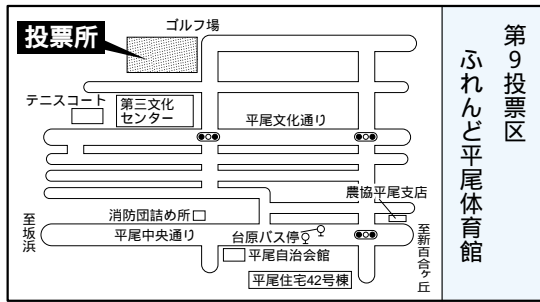
出張、旅行などで他の区市町村に滞在する場合は、滞在地の選挙管理委員会へ投票することができます。  
投票には稲城市選挙管理委員会が交付した投票用紙が必要です。早めに稲城市選挙管理委員会に請求してください。

不在者投票指定施設に指定された病院や老人ホームに入院・入所している方は、その施設で不在者投票することができます。入院・入所している施設にお問い合わせください。

# 投票区と投票所

## 投票所は16カ所

投票区と投票所は下表・左図のとおりです。



投票区と投票所

投票区	投票所	所在地	区域
1	稲城第一小学校体育館	東長沼956	矢野口の一部 東長沼の一部
2	稲城第一中学校体育館	百村23	東長沼の一部 大丸の一部 百村の一部
3	第四保育園	大丸607の2	大丸の一部
4	稲城第二小学校体育館	坂浜590	坂浜の一部
5	稲城第四小学校体育館	押立1250	押立全域 東長沼の一部
6	第一保育園	矢野口256	矢野口の一部
7	平尾小学校体育館	平尾三丁目1の3	平尾の一部
8	大丸地区会館	大丸251	東長沼の一部 大丸の一部
9	ふれんど平尾体育館	平尾一丁目9の1	平尾の一部
10	稲城第七小学校体育館	矢野口1901の2	矢野口の一部
11	向陽台小学校体育館	向陽台三丁目2	向陽台の一部 百村の一部 坂浜の一部
12	平尾自治会館	平尾三丁目7の1	平尾の一部
13	城山小学校体育館	向陽台六丁目17	向陽台の一部
14	長峰小学校体育館	長峰二丁目8	長峰全域
15	若葉台小学校体育館	若葉台四丁目5	若葉台全域 坂浜の一部
16	稲城第三中学校体育館	矢野口3043	矢野口の一部 東長沼の一部

## 投票所 入場整理券

世帯ごとに郵送します

投票所入場整理券は、住民基本台帳の記録に基づき、同一世帯全員の分をまとめて一つの封筒で郵送します。投票の際は、自分の投票所入場整理券をお持ちにな

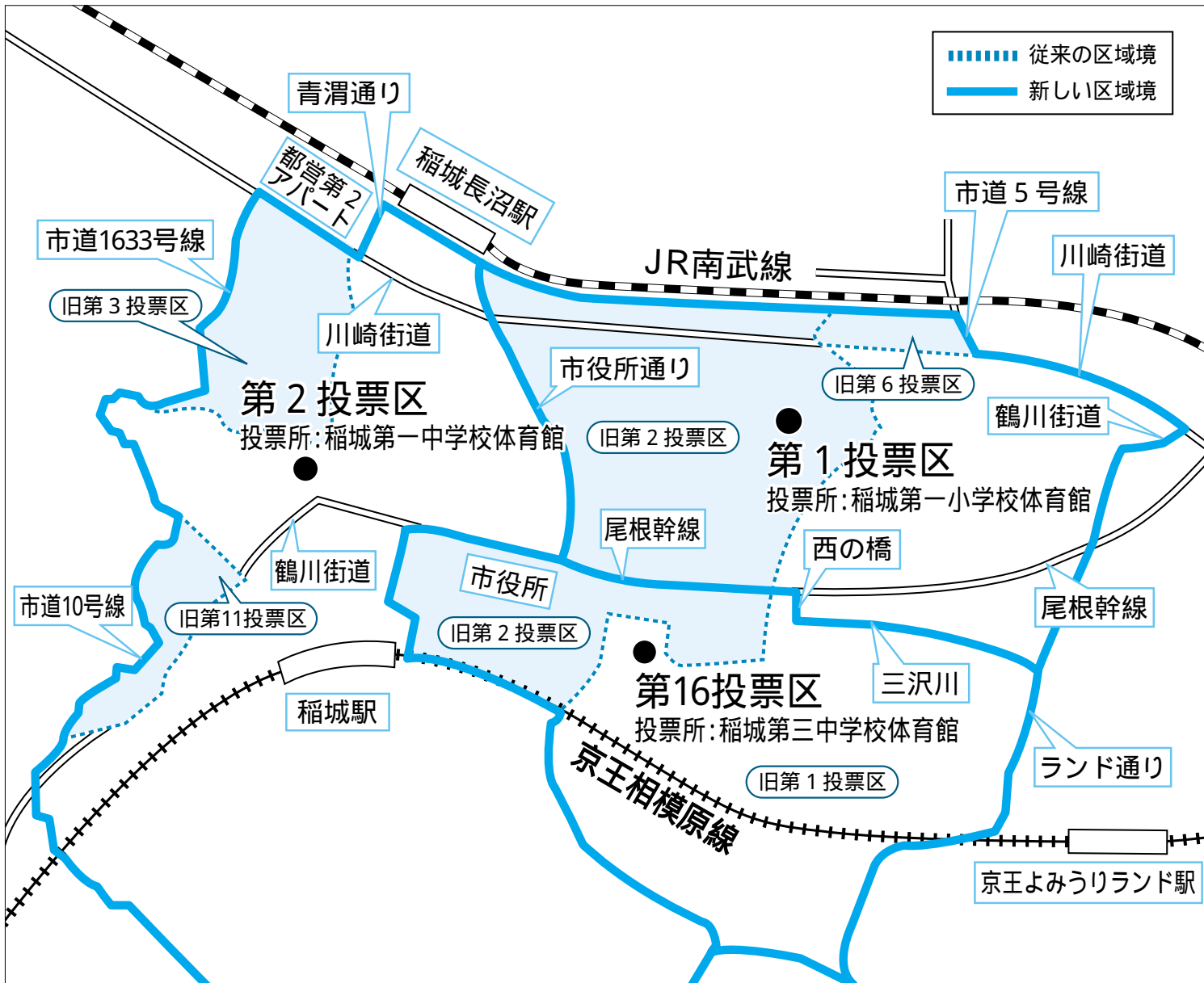
入場整理券がなくても投票できます

投票所入場整理券が届かなかった場合や、汚したり紛失したりした場合でも、選挙人名簿で確認できれば投票できます。投票当日、投票所の受付に申し出てください。不明な点は、選挙管理委員会に問い合わせください。

り、投票所を確認のうえお出かけください。投票所入場整理券は、3月23日金頃に郵送します。



投票区変更状況図



# 変わりました 投票区と投票所

矢野口・東長沼・大丸・百村地区にお住まいの方は、投票区と投票所が変わりました（左図・下表参照）。投票の際は、入場整理券に記載された投票所を確認のうえ、お出かけください。

**新設 第16投票区** 投票所：稲城第三中学校体育館

- 投票区を新設しました。
- 投票所は「稲城第三中学校体育館」です。

住所一覧

地区	地番	これまでの投票所(投票区)
矢野口	1296～1297、1300～1313 - 1、1319 - 2～1319 - 10、1324 - 2～1324 - 5、1369 - 1～1374 - 3、1525～1532、1533 - 3、1575～1576、1578～1579、2274～2289、2308～2355、2460～2461、2464～3145、3156、3159 - 1、3160～3171、3177～3180、3183～3186、3757	矢野口自治会館(第1投票区)
東長沼	1734～1742 - 5、2110～2112、2118～2133、2381、2383 - 11	稲城第一中学校体育館(第2投票区)

**第1投票区** 投票所：稲城第一小学校体育館  
矢野口自治会館ではありません。

- 区域が変更になりました。
- 投票所が「矢野口自治会館」から「稲城第一小学校体育館」になりました。

住所一覧

地区	地番	これまでの投票所(投票区)
矢野口	689～749、762～786、806～830、851～880 - 1、902 - 1、903 - 1、904 - 2～923 - 3、924 - 2、932 - 1、933～940 - 1、942 - 1、942 - 9、948 - 1、949、951～1200、1246～1295、1298～1299、1315～1319 - 1、1320～1324 - 1、1325～1368 - 8、1375 - 1～1522、1533 - 1、1535～1570、1577、1580～1628 - 7、1632 - 1～1638 - 1、1643 - 1、1644 - 1～1646 - 1、1647、1654	矢野口自治会館(第1投票区) 第一保育園(第6投票区)
東長沼	810～839、853 - 2～882、893～901、906～1029、1197～1206、1209～1232 - 5、1233 - 2、1252～1270、1293～1314、1316～1317、1356～1387、1419 - 2、1421～1443、1446、1447 - 4、1471～1616、1700～1733、2031～2032	稲城第一中学校体育館(第2投票区)

**お知らせ**

4月22日(日)は

**稲城市議会議員選挙**

**稲城市長選挙**

最も身近な選挙です

投票所を確認のうえ、投票にお出かけください。

**第2投票区** 投票所：稲城第一中学校体育館

- 区域が変更になりました。

住所一覧

地区	地番	これまでの投票所(投票区)
東長沼	521、539 - 6～551 - 7、575～580、1030～1196、1896～2030、2100～2109、2113～2117、2406～2811、3101～3115 - 10	稲城第一中学校体育館(第2投票区) 変更ありません
百村	1～154 - 2、159、171～175、491～620、1022～1132、1135 - 2～1136、1150～1151、1153～1155、1162、1165～1630 - 8	稲城第一中学校体育館(第2投票区) 変更ありません 向陽台小学校体育館(第11投票区)
大丸	13～73 - 8、83～84、85 - 4～85 - 7、86～121、2072 - 3～2072 - 8、2073～2077、2090～2106	第四保育園(第3投票区)

### 郵便等による不在者投票

身体に一定の障害がある方などで表1に該当する方は、郵便でのやりとりによって自宅などで投票することが出来ます。

なお、表2にも該当し、自ら投票の記載ができない方には、代理記載の制度もあります。

投票までの流れ  
郵便等投票証明書が必要（表3参照）。証明書を  
お持ちでない方は、身体障害者手帳などを持参のうえ

表1 郵便等投票ができる方

障害などの区分		障害などの程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級または3級
	免疫の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹、移動機能の障害	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

選挙管理委員会に申請してください。

登録できた方には証明書を交付します。

投票用紙等交付申請書に証明書を添付して、投票日の4日前（4月4日）までに投票用紙を請求してください。

自宅などで投票し、投票日まで投票用紙を選挙管理委員会に郵送してください。

表2 代理記載投票ができる方

障害の区分		障害の程度
身体障害者手帳	上肢または視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢または視覚	特別項症～第2級

表1にも該当している必要があります。

表3 郵便等投票証明書の有効期限

障害などの区分	有効期限
身体障害者手帳	交付の日から7年間
戦傷病者手帳	
介護保険の被保険者証	被保険者証に記載されている有効期限

表4 選挙公報を備えている施設

地区	施設
矢野口	第二文化センター、第一保育園
東長沼	市役所、中央文化センター、第四文化センター、第二保育園、地域振興プラザ
大丸	市立病院、第四・第六保育園、水道課、中央図書館
百村	福祉センター、保健センター
坂浜	坂浜診療所、第三保育園
平尾	平尾出張所、第三文化センター、第五保育園
押立	押立自治会館
向陽台	城山文化センター
長峰	総合体育館

### 代理投票・点字投票

遠慮なくお申し出ください

投票所では、字を書くことが不自由な方に、係員が投票の秘密を侵すことなく投票のお手伝いをします。

また、目の不自由な方は点字投票を用意しています。受付に申し出てください。

### 開票日と参観

開票は、4月8日(日)午



開票事務の様子

後9時から稲城市総合体育館で行います。

参観は自由ですが、参観者が多い場合は入場を制限することがありますので、ご了承ください。

利用できません  
総合体育館  
メインアリーナ

選挙の開票事務のため、総合体育館のメインアリーナ

### 選挙公報 3月下旬の朝刊に折り込みます

候補者の経歴や政見を掲載した選挙公報は、3月下旬の読売、朝日、毎日、産経、東京、日経の各紙朝刊に折り込んでお届けします。

これらの新聞を購読されていない方には郵送しますので、選挙管理委員会に連絡してください（広報紙などを郵送している方は、連絡は不要です）。

また、表4の施設にも備えていますので、ご利用ください。

## 稲城市明るい選挙推進委員

30人の明るい選挙推進委員(下表参照)が、「贈らない・求めない・受け取らない」の「三ない」運動をスローガンに、明るい選挙推進のためにボランティアで活動しています。地域で選挙啓発活動を推進することが主な仕事です。

表 稲城市明るい選挙推進委員

(敬称略)

地区	氏名	地区	氏名
向陽台	牛山文夫 (話しあい指導員)	向陽台	村上真理子
	千田英子		木崎るみ子
矢野口	松田睦子	坂浜	中村久美子
	伊藤民子		新井和子
	柏村和紀		塩田ますみ
東長沼	戸張恵司	平尾	八木橋正廣
	大村和子		佐藤法子
	千木良敬子		村松富美恵
	渋谷眞澄子		馬場みち子
大丸	鷹野洋子	押立	丸山美智子
	松本美子		加藤政道
	工藤裕子		関初枝
百村	下谷美那子	長峰 若葉台	宮向幸子
	山野辺厚子		榎本昭子
			西百合子
			加藤訓子

### ポスター 掲示場

候補者の選挙運動用ポスターは、皆様の協力により市内117カ所に設置されています。

無断掲示された政治活動ポスターの対処方法

ポスターは、選挙管理委員会が設置するポスター掲示場以外には、一切張ることができません。

東京都知事選挙用の掲示場は、皆様の協力により市内117カ所に設置されています。

無断で掲示されたポスターを撤去したい場合は、次のいずれかの方法で対処してください。

ポスターに記載されている掲示責任者または政治団体事務所に承諾していないことを伝え、撤去してもらいます。

ポスターに記載されている掲示責任者または政治団体事務所に、承諾していないので居住者、管理者または所有者自身で撤去することを伝え、引き取ってもらうか、相手方の了承を得て直接処分する。